

大阪市都市景観委員会（第11回）

1. 開催日時 平成15年2月4日（火）午前10時00分～11時30分
2. 開催場所 大阪市中央公会堂 3階 小集会室
3. 出席者

（1）委員（敬省略、○印が当日出席委員）

委員長	○三輪	雅久
委員	東	孝光
	○岩井	珠恵
	○荏原	明則
	○小林	正美
	○田端	修
	○崎	正博
鳴	海	邦穎
○藤	本	英子
楳	村	久子
○真砂	泰	輔昇
増田		
○山田	善一	

（2）市側

野々村	市民局市民生活推進部長 (一入市民局長の代理出席)
坂	住宅局理事 (岸野住宅局長の代理出席)
馬詰	教育委員会事務局文化財担当部長 (大西教育委員会事務局教育長の代理出席)
舞鶴	ゆとりみどり振興局緑化統括技監 (寺川ゆとりみどり振興局長の代理出席)

	五十嵐	港湾局長
	山野	交通局建設部建築課長 (比嘉交通局長の代理出席)
【計画調整局】	岩本	局長
	箕田	計画部長
事務局(計画調整局)	男山	地域計画担当部長
	辻江	開発企画部都市デザイン課長
	関	開発企画部都市デザイン課長代理
	永井	開発企画部都市デザイン課都市再生担当課長
	山本	開発企画部都市デザイン課副参事 兼主査
	久木野	開発企画部都市デザイン課主査
	前田	開発企画部都市デザイン課主査
	三原	開発企画部都市デザイン課主査
	森岡	開発企画部都市デザイン課主査
	山本	開発企画部都市デザイン課

4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - 1) 指定景観形成物候補の選定について
 - 2) 「(仮称) 河川景観ガイドブック(案)」について(中間報告)
 - 3) その他
- 3 習 会

〔配布資料等〕

・配 席 図

- ・資 料
- 1) - (1) 指定景観形成物候補の選定について(その1)
 - 1) - (2) 指定景観形成物候補の選定について(その2)
 - 2) 「(仮称) 河川景観ガイドブック(案)」について(中間報告)

5. 議事内容

○事務局（辻江課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまより第11回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私は進行させていただきます計画調整局開発企画部都市デザイン課長の辻江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、三輪先生を初め9名の委員の方々にご出席を賜っております。

なお、鳴海先生、楳村先生、増田先生、東先生については、所要のためご欠席でございますので、よろしくお願ひいたします。

また、関係局の皆様方におかれましても多数ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の会場、少し照明が低うございますが、その辺よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、本委員会の開催に当たりまして、岩本計画調整局長よりごあいさつをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○岩本計画調整局長

おはようございます。皆様お忙しい中ご臨席賜りましてありがとうございます。

本日、依頼させていただいておりますのは2つでございまして、指定景観形成物のご指定をいただくわけでございますが、これにつきましては本日出席の田端先生、藤本先生、それからきょうはご欠席でございますが増田先生が部会でご検討を賜りましてまことにありがとうございます。この建物もその候補の一つになっておるわけでございますが、ごらんのように建物の中はすばらしいんですが、周りがああいう状態になっておりまして、景観以前の状態を何とか維持するといいますか、打破する必要があると思います。きょうの話題ではございませんが、またそういう点についてお知恵がございましたら後刻教えていただきたいと思います。

もう1つの話題が、河川の景観の概要という、前回も審議しております大阪市域の1割は河川でございます。水の都を都市再生の柱にしたいと思っておりますので、どうぞこれにつきましてもいろいろご意見を賜りたいと思っております。

大変暗いので申しわけございませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（辻江課長）

どうもありがとうございました。

それでは、開会に先立ちまして、先生方のところに委員会のこの2月からの再任していただいております名簿を置かせていただきましたので、どうぞご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

(配付資料等確認)

それでは、委員会の議事進行につきましては、三輪委員長の方にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

早速、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日の議題、大きなテーマが2つございまして、1つは景観資源の指定ということで、候補を絞り込んでおりまして、きょうの委員会で投票していただいて、一応約15件ほどを選び出して、関係者ともいろいろ所有者とか、いろいろ関係権利者との打ち合わせなどを経て景観資源の指定というような運びになるわけですが、その最後の約15件ぐらいの選び出しというのをきょうここでやらせていただきたい、これが1つ。

もう一つは、河川景観のガイドブックという冊子を事務局の方でずっとおつくりでございます。これは何回か中間報告のようなことで、この委員会で見ていただいたことがあるかと思いますが、大分作業が進んできましたが、きょうは中間報告ということで、最終案ができたというのじゃなくて、もう一つ手前のところでそれを見せていただいているアドバイスをしていただきたいという、それが2つ目のテーマでございます。

それでは早速最初の議題、指定景観形成物候補の選定についてでございますが、前回の委員会でお話ししてございますように、増田先生を部会長にして、田端委員、藤本委員の3人の方々にいろいろアドバイスをしていただいて、選び出しの作業をずっとしております。

そこで基本的な考え方、新しいものを持ち込むということじゃなくて、大阪市の景観の制度だとか、それからこの委員会がずっといろいろお手伝いをしてきた経過がございます。その経過を踏まえて、いろいろなどういう選び方をするかということについての検討をしていただいて、とにかく候補を、きょうのところで第一次指定のための候補リストというのをまとめてきていただいております。きょう実は部会長に出ていただいてお話を伺うつもりをしておりましたが、入学試験などいろいろございますので、きょうはお見えでございません。事務局の方で部会報告ということと、それから事務局の作業結果と、両方を含

わせてまず説明をしていただきたい、それから審議に入りたいと思います。

それじゃ、まず、事務局どうぞ。

○事務局（前田主査）

都市デザイン課の前田でございます。よろしくお願ひいたします。

景観形成物の選定について、まず先に部会報告と事務局の作業について、（その1）の資料の方で説明させていただきます。

めくっていただきまして、今までの経過につきまして、平成13年度に指定景観形成物の指定に向けた調査ということでアンケートを実施いたしました。平成13年12月1日から2月28日まで実施しまして、委員会の方では第7回景観委員会で実施案のご説明を、第8回で実施状況、第9回で調査の中間報告ということで報告させていただいております。

平成14年度に入りました、10回委員会の会議に先立ちまして部会をしております。先生からのご意見を準備会でお聞きした上で、第10回景観委員会でアンケートの結果報告、次に指定景観形成物の指定に向けた基本的な考え方、次に部会の設置についてということでご報告させていただいております。

その第1回、第2回、第3回という3回にわたりまして、増田委員を部会長に田端委員、藤本委員、オブザーバーとしまして三輪委員長にご出席いただきまして、検討を重ねてまいりました。本日は、その部会の検討内容と事務局の作業について、今回第11回委員会で、選定についてということで提案させていただきます。

次のページにまいりまして、2の部会における検討作業ということで、まず、こちらの方、部会の方で議論しました内容をまとめておりまして、細かい内容は次のページから説明させていただきますが、その骨子となる内容です。

(1) 基本的な方針についてということで、景観啓発のツールとして、年間10件程度を指定していくということ。今年度につきましては、市民への制度のPRを前提とした指定を行うということを基本的な方針としております。

具体的な選定に当たりまして、まず前提となります大阪市の景観資源につきましては、旧基本計画に掲げる景観資源リスト、過去に行いました歴史的建造物の活用調査、指定文化財制度によって指定されております文化財、市指定の保存樹・保存樹林、13年度に行いましたアンケート調査で複数回答があるもの、まちなみ賞等の表彰制度の受賞施設、それらを景観資源としまして、まずリストアップいたしました。合計で約940件ございます。

次に、そこから指定候補の絞り込みにつきまして、まず第1に、市民どのかかわりに関

する抽出ということで、市民の人気等の高いものを抽出するということで、まずアンケート調査で複数回答のあるものを抽出いたしました。アンケート調査では、比較的知名度の高い、皆さんによく知られているものが出来まして、地域的な資源がやや少なかったので、それらを補完するためにまちづくり活動が取り組まれている地域にある資源ということで、平野や住吉のH O P E ゾーン、まちづくり支援制度、生野南部の整備事業、各区のまちづくりレポートで挙げられている資源、そういったもので地域の資源を補完しております。そうしまして、約 253件程度抽出いたしました。

次に、「制度のわかりやすさ」を踏まえた抽出ということで、今年度につきましては物理的特性として単体の物を指定するという方針で進めてまいりました。具体的には、個々の物件を単体のものであるかどうかというのを判断していくのは大変難しいところですので、方法論としましては資源を建築物であるとか、投票であるとか分類いたしまして、単体と考えられる分類を抽出いたしました。それで 156件まで絞りました。

次に、市民への制度のP R を念頭に置いた絞り込みということで、先ほど分類しました各分野ごとで代表的な資源を抽出いたしております。さらに地域的なバランス、これにつきましてはまた後ほど説明しますけれども、区であるとかといった形ではなくて、地形的なバランスということで、地形バランスに配慮するということ、それと官民バランスに配慮するということで抽出しております。そういたしまして、本日34件を部会の候補案として提出させていただきます。

ここからの絞り込みにつきましては、本日の委員会においてご審議いただいて、約15件程度、年間10件程度の指定を考えておりますので、同意のいただけない施設も考えまして、約15件程度を候補案として選出していただきたいと思っております。その後、候補として上がりましたものにつきまして、所有者の同意の依頼にあがりまして、同意が得られたものにつきまして、今年度末に所有者への通知、告示、プレス発表、それと銘板の交付を考えております。

それ以降につきましては15年度に入りまして、指定景観形成物のP R。これにつきましては区役所での区政だより等によるP Rであるとか、大阪市のホームページでのP Rであるとか、周辺での景観形成上の配慮のヒント集の作成であるとか、「大阪人」などの情報誌での紹介とか、物によりましてはもう少し資源がまとまってからということになるものもあるかもしれませんけれども、そういったものを考えております。

15年度以降の作業につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、アンケート調査

では地域的な資源が余り多く上がっておりませんでしたので、来年度以降地域の身近な資源の追加調査を行いまして、景観リストの充実をしまして、また今回の部会で最終的な結論というのはまだ継続検討事項というものが残りましたので、それらを検討してまいりまして15年度の指定作業を進めてまいりたいと思っております。

検討課題としましては、今回は主に単体のものを指定するということで考えておりますけれども、もう少し広がりのあるものについても検討していくということ。それと指定の総数を設定すべきであるというお話がありましたが、ちょっとそこまで今回の部会では作業をしておりませんので、総数の設定であるとか、あとテーマの設定、再発見型の指定、そういうたるものも今後の指定に当たっては検討に入れていいきたいと考えております。

先ほど資料の方で説明させていただきました部会における検討作業について説明させていただきます。

表の方で左側が今回の議論のまとめということで、右の欄がその件につきまして出した主な議論の抜粋ということで記載しております。括弧書きにつきましては今後の検討ということで、継続課題となってございます。

まず、指定制度の目的についてということで、市民への景観形成を啓発していくツールであるということを確認いたしました。

次に、指定の件数につきまして、年間10件程度を指定候補として絞り込むということで進めてまいりたいと思っております。また、最終的な上限につきましては、また今後検討課題としております。

次に、年度ごとのテーマ設定につきましては、今回は初回のため、市民への制度のPRを前提として、具体的なテーマ設定は行わずに絞り込んでいく。具体的なテーマ設定は、次年度以降検討していくとしております。

次に、前提となる景観資源につきましては、先ほど説明いたしました6点から抽出しております。それぞれの内容につきましては、参考として下の段に挙げさせていただいております。

次に、絞り込みに当たりまして市民とのかかわりに関する抽出ということで、市民の意見を重視するということで、アンケートで複数回答のあるもの、次に先ほど申し上げておりましたまちづくり活動に取り組まれている地域にある資源を抽出しております。それぞれのまちづくり活動の概要を5ページに挙げさせていただいております。説明の方は省かさせていただきます。

次に、「制度のわかりやすさ」を踏まえた抽出ということで、本年度につきましては単体のものを指定するということで、この点につきましてはかなり長い議論をいたしました、今年度は単体のものということにいたしました。単体のものでありましたら、面的な景観、広がりとの関係という形で見られるおそれがあるといったご意見もありまして、継続審議となっております。

次に、その具体的な方法につきましては、右の表にありますように、資源を樓閣、歴史的建築、現代建築、橋梁、その他工作物、そういった分類をいたしまして、道路や坂、河川、並木、公園、こういったものは広がりのあるものということで、今回は候補の対象から外しております。

また、この分類にかかわりまして、比較的文化的な価値が考えられるものということで、比較的新しいものの評価をされることですが、それらにつきましては、部会としてはそういった現代建築なども含めて提案していただいて、委員会の中で審議していただくということにしております。

次に、PRを念頭に置いた絞り込みということで、先ほどの分類ごとに約156件ありますので、それらをすべて委員会で審議していただくのは難しいと考えまして、30から40ぐらいの資源を抽出するということで、156件につきましておおむね2割ということで、各分類ごとに上がっている資源からそれぞれ2割を選ぶということで、その方法としましてはアンケートの票数や景観的な特徴から、地形バランスがとれるように代表的な資源を抽出しております。この項につきましては、また後ほどの議論につながりますので、そちらの方で説明させていただきます。

次の欄の配慮内容につきましても、後ほど資料の方で説明させていただきます。

その他の議論ということで、他制度との区別、差別化についてどう考えるか、全市的な資源と身近な資源の考え方について、また公開性・視認性についてということについて、かなり議論をしております。

具体的には、最終的には絞り込み方法につきましては、かねがね議論いただいたことで、場合によっては投票によって決定することですので、投票用紙の方も今回ご用意させていただいております。

次の資料が先ほど説明させていただきました156件への絞り込み。まず940件から市民のかかわりに関する抽出ということで256件を選び出しまして、そのうち2枚目の真ん中に線を引いておりますが、それ以降のものにつきましては面的な広がりのある資源といふ

ことで今回候補から外しまして、156件まで絞り込んでおります。その156件につきまして、黄色のカラー刷りの資料ですけれども、156件から34件への絞り込みにつきましては、まず上段に先ほどの城、塔とか社寺、歴史的建造物といった分類を入れまして、次に縦軸の方に大阪市の計画的な地形や成り立ちから景観的な特徴をつくっておるということで、基本計画でも……

説明させていただきます。

景観的な特徴を醸し出すゾーンとしまして、基本計画でも位置づけられております上町台地、都心、堀川・大川・中之島、みなとゾーン、そういったものが指定されておりまして、さらにその周辺での旧村ゾーンということで、こういった景観的な特徴を持つゾーンということで地域的なバランスをとりたいと考えまして、縦に地域ゾーン、横に分類ということで、このテーマは2ページにわたっておりまして、分類としましては10分類、ゾーンとしましては6ゾーン。地域的なゾーンにつきましては、その次のページの方にありますように緑が上町台地ゾーン、ピンク色が都心ゾーン、濃い青色が堀川・大川・中之島ゾーン、薄い水色がみなとゾーンとなっております。このマトリックスで、まずは人気等の高い市民アンケートで回答数が多いものを選びまして、さらに区分や地域によりまして都心等のところを、景観的な特徴を持つものということで補完いたしまして、34件を選ばせていただいております。

以上が、部会の当事務局の作業内容でございます。

次に、本日審議していただきます34件の資源について説明させていただきます。資料の（その2）の方をお願いします。

まず、最初のページが34件の名称でございまして、所在地、それとそれぞれの資源が、最初の資源リストへのピックアップにどの資料からリストアップされてきたのかを挙げております。それが大坂城でしたら、旧基本計画に上げられておりましたし、指定文化財にも指定されておりますし、アンケート調査でも票が入っているということあります。

その右につきましては、253件への絞り込みについて、どの資料によって選ばれたか、抽出されてきたか。大坂城天守閣につきましては、アンケート調査でも数回上げられておりまして、まちづくりレポートでも取り上げられているということで抽出いたしました。

その右の欄は整備年月日であるとか、それからの経過年数、所有者が官であるか、民であるか、それと地形分類でどこに属するかということを挙げさせていただいております。

それぞれにつきまして、お手元の方にも写真を用意しておりますが、ちょっと見にくくい

んですが、正面の方にスクリーンで写真の方を紹介させていただきます。

まず、大阪城。

住吉大社。今のこれが住吉大社でございます。

一心寺でございます。

四天王寺でございます。

山阪神社でございます。

大阪歴史博物館でございます。

住吉大社の太鼓橋でございます。

住吉大社のクスノキでございます。

通天閣でございます。

お初天神です。

今富戎神社です。

難波八坂神社です。

コニシ株式会社です。

大阪ドームです。

H E P の観覧車です。

スカイビルです。

大阪マルビルです。

日本銀行大阪支店です。

中央公会堂です。

府立中之島図書館です。

桜之宮橋です。

道頓堀のサイン、グリコの看板です。

毛馬闇門です。

海遊館です。

A T C.

港大橋です。

杭全神社です。

大念佛寺です。

つるのはし跡です。

天下茶屋跡です。

白山神社のイチョウです。

生野八坂神社のクスノキです。

ツイン21です。

城北菅原大橋です。

以上であります。

申し上げましたが、かなり具体的な絞り込みをしておりますので、例えば住吉神社でしたら、住吉神社全体という上がり方と、太鼓橋やクスノキ等の絞り込みがいいかどうかも含めてご審議願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

すみません。資料の最後の方に指定景観形成物に指定されると、銘板を作成しまして所有者の方にお渡しするような形、その案ということで、まだ全くのたたき台の案ですけれども、こういったものを考えております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

ありがとうございました。

実は、私、調査部会にオブザーバーということでのぞきに行きました、いろいろ経過を見せていただいたわけでございますが、一番ベースは昨年ご紹介しました「わたしのまちのお気に入り」のアンケート調査のデータというのがありまして、あれの拾い出しで、例えばあれで重複回答になったようなものはやはりウエートが高かろうと、あれを一つのベースにして。それからあとは文化財の指定とか、景観木、樹木の指定とか、いろいろな表彰制度などがあり、あるいは景観ということではございませんけれども、価値のある要するに映像物であったり、樹木であったり、場所であったりする、それの指定済みのものがございます。そのデータを重ねまして、全部で 940件、要するに母集団にしようとの母集団ができておりますけれども、どう絞ろうかということで、一応最終的にはこの制度をおつくりになった大阪市の方の考えで、年間に10件程度を要するに景観資源として指定をしたいと。その手前としては、関係者の同意を得た上でそれを指定したいと。指定されたものについては、銘板をつけたり何かするようなことをやって表彰なさるということで、最終はそこへたどりつくということで、940から最終10件ぐらいまで、どういうプロセスで整理をかけたらいいかということで、それで作業をしていただいた結果が、途中にひし形のマークがついてずっと矢印が下へおりていくところの経過でございます。

ともかく最終的に34件、第一次の指定の候補としてはこの程度のものの中から、例えばこの景観の委員会で委員さんに個別に投票していただいて、それを集計して上位から10なら15とろうかというようなことまで準備をしてきたわけでございます。

それで、ちょっとわかりにくいくともあろうかと思いますが、全体の経過について何かご質問なりご意見ありましたら、最初にいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田委員

表彰受賞施設という項がありまして、幾つか丸がついているんですけども、これはどの範囲の表彰でございましょうか。

○三輪委員長

事務局の方で説明してくださいますか。

○事務局（前田主査）

今回はまちなみ賞の受賞施設ということで、まちなみ賞で受賞した大阪市内の施設、第1回から第21回、83件を中心としております。

○山田委員

大阪市の表彰ということで。

○事務局（前田主査）

大阪市と大阪府と両方ございます。そのうちの市内の施設83件を選んでおります。

○山田委員

例えば橋ですと、土木学会で7カ所、毎年何橋架ずつ表彰される、この中に幾つか入っておりますが、そういうものを入れてもらったらいいんじゃないかなと思います。

○事務局（前田主査）

今後検討してまいりたいと思っております。

○三輪委員長

とりあえず大阪市が直接関係、表彰者の方に大阪市が入っている程度の受賞対象です。これは第一ラウンドとして、とにかく直接大阪市の関係のだけ拾ったわけでございますが、それもかなりの数になりました。これはまた例えばいろいろ学会賞だとか、いろいろあると思います。協会賞のようなのがあったり。大阪市内にあるものでも世の中で表彰されたものは随分ほかにもあろうかと思うのですが、それはちょっと今回の対象からはまず省いておりますけれども、これ今後のやはり作業課題としては広げていくことが必要かと思い

ますが、とりあえず今年度はこういうことでまずやったということでご理解いただければと思います。

はい、どうぞ。

○小林委員

今までの経緯のところで出席できなくて、質問するのも少しおこがましいんですが。基本的な問題として4ページのところの中に一番気になるのは、指定文化財との関係なんですね。こういう委員会でそれをよいものとしたときに、その後大阪市はそれを責任を持って次の世代に残していくと、そういうような意思を持ってしていくものなのか。

ここが指定文化財の場合も、私は当然なるべきで、ここに特に国宝とか、京都の場合で建物など伝統的建造物の指定とか、それから樹木でいいますと府の指定、市の指定、そういうものになりますと切り倒すことができない。そういう一つの権限を市が持って与えていくものになりますと、今度都市開発のいわゆる新しい建物を、その宗教法人が持っていた土地でもどこかに売られちゃって、そこの木が切られる状況が出てきて住民と紛争対象になったときに、それは市としてはそこの建築確認を出さないというところまでの資源になっていくのが、この法律の本来の私は目的だと思っております。

ですので、今回ここで上がっています指定文化財というのは、特に今回ここで指定する必要はないんじゃないかなというのが基本的なものでありますし、もう一つこの景観資源としてこれから指定していくというのは、どちらかというとそういう歴史的な文化財になっていく候補のものを見つけ出しておいて、市民に周知して、そういうところに協力してもらう。

私個人のことであくまでも申しわけないんですが、京都でかかわって、先ほど一つイチョウの木ですが、今回候補になってましたが、あの程度のものはどんどん切られてしまっているんです、京都では。それはなぜかというと、所有者の同意が得られない。300年たっていても所有者がそれをオーケー出さないと。何とかの木というのはいいんですけど、それは何の法的根拠もないという話になって消えていってしまうという。

ですから、この景観というのは非常にあいまいのように見えますけど、歴史的場がある世界遺産とか、そういう歴史的遺産としてはっきり認知していくことになったときに、法的な意義をつけて残していくという明確な方針を最終的には私は持つべきだと思うのです。そうすると少しの今後の議論ではないですけれども、そこに書いてあった他の制度との関連性はどうなるかというところで、ダブってしまう。ダブルるのは当然いいん

ですけれども、そこら辺の区分けがもう少し明確にしていくべきかなという気は、私は原則思っております。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

事務局の方で、今の制度についての考え方があれば、どうぞおっしゃってください。

○事務局（前田主査）

まず、条例上は指定しましたら、改編を行う場合には届け出をしていただくことになっておりまして、法的にそれを変えてはならないとか、そういう形にはなっておりませんで、法的には強制力はないということになりますけれども。そういう届け出を求めているということは、基本的には保全が急頭にあるのではないかという議論はほかの方もされております。

そういう意味で、すぐに変わるようなものではなくて、ある程度長期にわたっての担保性のあるものを指定していく必要があるのじゃないかというような話もされております。

また、文化財との違いにつきましては、文化財は歴史的な価値とか、そういうものによって指定されますが、景観形成物は景観的な価値ということで重複して指定しても観光政策ではなくて、それを中心に関りの景観をPRしていくとか景観的な意味をPRしていくという意味で、重複しての指定があってもいいんではないかというような議論もあります。

以上のことです。

○小林委員

性格的には褒賞制度と同じようなものだと理解してよろしいでしょうか。はっきり言いますと、保存樹のところにしているものに対して、やはりそれが保存できない。市で指定しているので市長が指定するんですけれども、住民がこれを残してくださいと言っても、多分大阪市も同じだと思うんですが、市長がそれを認めてやる行為で残すことに多分なると。それを外しているのが岡山県が住民から出てきたものも取り入れて認めていくという審議会みたいなものがつくられているわけですが。いずれのことどうしてもリンクしていくと思うので、今の役割としては景観賞と同じような位置づけをやって、「いいですよ」と。

ですから、本人はそれを残していかなければいけない義務もないけれど、サポートも特にするわけではないというような形になった場合に、今後の持つていき方のときのPRの一

つの役割ですよね。「いいものなんですよ」とみんなが言っていくということは、やはりもっと発掘していくというところに奨励賞みたいな性格を明確に出された方がわかりいい感じだなとは思います。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにご意見なり、ご質問なりございませんでしょうか。

特にないようでございましたら、とにかく第一ラウンド、一遍いろいろ積み残しの宿題がたくさん残っているわけですけれども、それを片づけるよりも、今の段階ではこれとにかく今年度の終わりに10件程度のものは指定したいという話がございまして、そっちへちょっと引っ張られるわけでございますけれども、もしよろしければ、その84件の中からこれ15件程度を無記名投票で選んでいただくということで投票をしていただきたいと思うんですが、よろしくございますか。

もっと議論すべきことがあるという……。どうぞ。

○岩井委員

先ほど住吉大社のクスノキと太鼓橋とを対象を別にしているという感じがどうも私にはよく、景観というのは隣があつての成り立ちみたいなところが、これ特に住吉大社という、太鼓橋の社用の社があるから映えるんで、すべて関連しているのに、それをばらつかせるのは、何か一つの建物を屋根と、柱と、壁は別という感じに言っているのと大して変わらないのではないかという感じが。ちょっとわかりにくいといいますか、なぜ一緒にしないのという感じがするんですけれども、いかがなんでございましょうか。

○事務局（前田主査）

形成物という名称をしている当然の性格上、所有者の同意をいただくことがありますし、過去のまちなみであるとか、そういったものになりますと、所有者が残っていないという問題であるとか、そういったこともありますし、今年度は物を指定するということで。ただ、PRの中でその物だけでは、建物だけで景観が形成されているんではないですよ、周りとの関連性が重要であるとかそういったことをPRしていくなければならないということは議論されておりますが、この広がりにつきましては今回の部会でも関係の審議の中で今後さらに議論を進めていただきたいと思っております。

○岩井委員

そしたら、住吉大社の太鼓橋と、クスノキと、大社は、別の方が持っているんですか。

○事務局（前田主査）

ですから、そういう一つの所有者で広がりのある景観の場合もございますけれども、今回一つ一つの絞り込みのパターンを決めていく過程においては、まちなみとか、そういった広がりのあるものはちょっとやめておこうということにしましたので、例えば公園とか、そういう広がりのあるものは今回省いておるんですけども。ですから広がりのあるものでも、所有者が完全にお1人であるとは思いますけれども、今回は単体をもって指定していくという方針を立てまして、それによって絞り込みました。

○藤本委員

私は部会委員だったんですけども、この住吉大社というのは、建物だけを言っているわけじゃないですよね。住吉大社全体を住吉大社ということで。

○事務局（前田主査）

一応ここに上げられるものかどうかの判断をするということで進めてまいりましたので、ただ実態としては住吉大社のようにかなり広がりのあるものが入ってきてるんですけども、ちょっと一応そういった神社、仏閣については単体のものとして考えていこうと、とりあえず作業をしていこうということでしたので、今回住吉大社も入っておるし、また太鼓橋という形でも入っておるということになっておるんですけども。

○藤本委員

私、部会にも入ってまして、その選び方についてはいろいろと一緒に議論させてもらったりしてきたんです。けれども個人的にこれがいいとか、悪いとかという意見は特に入れずに来たんですね。そういう意味ではすごく機械的とおっしゃった、まさに機械的なデータ的に基づいて、どういう選び方ができるかということで皆さんにとりあえず班会議で提出しようということでおまいりましたので、こうやってダブっていたり、これとこれは、これは選ばれているけど、絶対におかしいでという話とか、そういう個人的な委員としての意見というのは、多分本会議の場で皆さんとディスカッションする必要があると思うんです。

そういう意味では、実は私もこの住吉大社と、住吉大社のクスノキと、太鼓橋というのは、別のものではあるのは私もおかしいと思います。だから例えばですね、15件の中にこの3つが選ばれたらどうするんやという話ですよね。向こうも許可いいですよとおっしゃって、じゃ、最終的に3つ残ったらどうするねんという話ですよね。市民が見たら、何で住吉大社が3つ入ってんねんって思いますよね。そういう話なんです。

だから、私の解釈では、データ的にはこう来ますけど、住吉大社の中にはやはり太鼓橋も、クスノキも含まれているということで解釈します。決して住吉大社という呼び方が、今回私たちが選んだ景観形成物じゃなくって、広がりのあるエリアというとらえ方を私自身はしていないんですけども、でもコメント一緒にないかという意見もあるかもしれませんので、その辺はディスカッションをしていくべきだと思いますので、次に渡します。

○川崎委員

今のお話を聞いておりまして、所有者が特定できないような演とした広がりはだめだというお話でしたから、住吉大社のようなものはもうこれは住吉大社一本で十分ではないかと聞いておって強く思いました。感想でございますが。

○田端委員

今、ずっと説明を聞いていました抽出方法ですね、6ページ、資源の分類案の表がありまして、これで物として特定できるもの、それから広がりのあるものと2つに大きく分けられるわけですけれども。今物として指定しているんだけれども、実際は広がりがあるやないか、こういうのが住吉大社の場合話になっているんだと思います。ただ、今回の幾つか1から6に入りますけれども、この住吉大社の場合は、この6つの中分類にかかる3つに該当していると、こういう話になっているわけです。広がりのあるものを入れずという話ですけれども、そういう話が常にくるもので、話が出てきてしまったと。こういう感じがするわけです。とりあえず今おっしゃっている住吉大社それから太鼓橋、クスノキですね、こういうのはしょっちゅう話として申し上げるということで、まとめて考えていくべきいいんじゃないかと思いますけれども、今回は、ですから3カ所のものを1カ所に、1カ所のものとして考えた方がいいのではないかと、そんなふうに思います。

○菅原委員

今、田端先生からの広がりの問題についてご指摘いただきましたけれども、私も実は今広がりの問題について少しよくわからないので教えていただきたいと。今回は除くというふうなことがわかりやすいという点では確かにそうだと思うんですけども、ちょっと写真を見ていただきますと、一番最後の写真ですが、これは菅原大橋ですが、これを見ると下の方は明らかに橋だけですが、上の方は夕日があって、夕日の方が景観としてはいいでしょう。ということは、逆に言いますと、こういうものを撮る場合に、必然的にこういう周りの問題は見逃せないと思いますので、ぜひ来年度以降は広がりのある点をご検討いただきたいという点と、それから今所有者の問題というふうにして、広がりの問題とおっし

やっていましたけれども、例えばこういう夕日でしたら、あと向こうは海であれば別に問題ないでしょうし、そういうふうに考えてみると、必ずしも所有権の問題で限定していくのは、今回以降少し考えていただければと思っております。余りもとへ戻すというので、さっきもボツンと、何かこういうふうに多分この写真のように限定された形だと思うんですね。この夕陽があればなというふうに考えてもそうです。その点、来年度以降ご検討いただければというふうに思っています。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

○藤本委員

私も広がりに決して反対ではございませんが、今回は物ということで、前提条件としてお決めになったとするならばということで申し上げたわけでございますので、広がりの方、景観からいって大変大事だと思いますし、次年度以降でぜひお願ひしたいと思います。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

どうぞ。

○岩井委員

おかしいとかじゃなくて、確認。毛馬閘門なんですけれども、いただいている写真では遺跡の方の閘門になっているんですけど、活用されている方の閘門は入らない、これは遺跡の使ってない方の閘門だけおっしゃっているんですか。

○事務局（前田主査）

毛馬閘門につきましては、市民アンケートで毛馬閘門というのが複数で上がっておりまして、それ後から上がっておりまして、この毛馬閘門と答えた方が、旧の閘門の遺構を指しておっしゃっておるのであろうという考え方のもとに遺構の方を考えておるんですけども、現地の方には新しい閘門が非常にシンボル的に出されておりますので、その辺全体も必要があれば考えていかなければならないのかなとは考えております。

○岩井委員

そうだったの。どういったらいいかしら。最初に発議された市民の方がどっちを指していたかも余り明解でないわけなんですね。それとも市民の方も遺跡の方だっておっしゃられたんですか。逆に言えば、私は活用している方だと思ったので、遺跡が出てきたから

「はあっ」と思ったんですよ。だから、その揺れのギャップはどっちに見ればいいですかという。

○事務局（前田主査）

私も現地の方を見まして、旧遺跡の周りの方、たくさん的人がそれを見ておられましたし、非常に市民に親しまれていると思いましたので、このアンケートにつきましては旧の閘門の遺構の方だと考えております。

○三輪委員長

今の話、例えば毛馬の閘門で括弧で「旧」とか何か書いておかないと、多分いけないでしょうね、きっと。一般の市民のイメージにどっちがあるかというのは、ちょっと今判断つかないと思います。大部分は新しい方のイメージがあると。このごろあの周り随分高層の建物が建つたら非常によく見えるんですね。いろいろそんなことがあるので、これちょっと調査不十分というようなところでとまっておるわけでございますが、どうしましょうか。例えば部会の段階では、何かこれとこれとダブってやしないかというようなことは余りそこまで踏み込まずに、とにかく機械的操業で上がってきたのをリストアップする、それからカテゴリー別で拾ったものはそのままそこへリストの中へ残すというようなことの作業方針できているので、ちょっと多少いろいろ何かこれはどうだろうというようなのが、きっと、現地へ行ってどこまでが資源であるかということが特定できないものも入っているかもしれません。その辺は調査がまだできておりませんので。

○小林委員

せっかくここまでやったのに、ネガティブに評価しないためにも私ちょっとアドバイスしたいんですけど。この一覧表がありますよね、（その2）でつくられた。ここにやはり今回取り上げていった方がいいというものが、ほかで指定していなくて、やはり市民が愛しているというものを見つけてあげることが一番いいと思います。この中で代表的なものは通天閣と、僕はグリコの看板かなと、こら辺をこういう単体でも拾い上げていくというところが、大阪の一つのポリシーなんだという景観のそういう説明でも受けると、「ああ、そうか」というのがわかります。

先ほど景観というのは広がりでとるものですから、単体じゃなくて逆に今回やってないところで、所有者が多すぎてどうにもならないとか、自然のものでだれが持っているのかわからないきれいな夕日とか、そういうものを取り上げていく。環境というような視点から景観をきちんと見ていくと、もう少しまた別な資源としての新たな指定の仕方があるん

ではないかと。ですから、既にみんながもう「いい、いい」と言ってしまっているものはしなくとも本当はいいのかななんというのもあります、ですから何が何でもこのシールをはるんだとか、プレートをつくるんだとやっちゃうと、後で何かぐあいが悪いことになるやもしれないで、いい方向に持っていくために、もう1回委員長先生に私は一任したいと思いますけれども。よろしくお願ひします。

○真砂委員

最初のご指摘にあった連携地区とかそういうもの、今話題になっている周辺との関連とか、もうちょっと別の観点からいいますと、指定した場合の将来の維持管理の問題とか、これはいろいろ問題になっていることなんですが。私も一つよくわからないところがあるので、今すぐ投票せえと言われるとちょっと困るので、いろいろと皆さん議論をされましたので、それを参考にさせていただいて、きょう帰ってうんと考えて、すぐお届けするぐらいの余裕ができたらいただきたいんですが、委員長、いかがでしょうか。

○三輪委員長

そのまま原案どおりすぐ投票というのは、ちょっとやや無謀なような感じに。ただ、年度内でやりたいというのは、その辺との兼ね合いはどうですか。

○事務局（辻江課長）

確かに非常にこのような形で、実はこれにつきましては、今回この条例、平成10年にできてからこの景観形成物、この14年である程度成立するわけなんですね。確かに部会でご議論いただいて、短期間でさせていただいたので若干ふぐあいな姿もございますけれども、できましたら從来からのこういう形成物があるということをお教えし、特に市民にPRすることが重要でございますので、非常にかなり種類がございますけども、その中で選んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○三輪委員長

もう1回協議会を開いて投票ということはできませんか。

○事務局（辻江課長）

できましたらこの機会で、申しわけない。また、来年度のまた景観形成物は続けてしてまいりますので、その辺はご容赦願ってよろしくお願ひしたいと思いますので。

○真砂委員

きょうは部会長も欠席ですし、そういう方のご意見もどうせいただくわけでしょうから、きょう帰ってあす投函というわけには事務局、だめですか。

○事務局（辻江課長）

結構です。二、三日は結構でございますので。

○三輪委員長

持ち帰って、後で郵送の投票をしていただいて、それをあと会長と会長代理に見ていただきて、それで最終的に選ぶと。多数決ですよね。無記名投票。

○小林委員

それは必要ないと思いますけれども、やはり選ぶときになぜこれがいけないのかという意見も出していいんですか。

○事務局（辻江課長）

実はきょうもし選んでいただいた中で、その中からまたご意見を伺って探していくこうという予定をしておりました。今お話のように、今すぐ投票は難しいだろうと言うてはりまして、できましたら部会長か、委員長預かりにして絞り込みをお願いしていきたいなと思いますので。

○三輪委員長

とにかく郵送で投票していただくと。どうしますか。私は無記名投票ということを考えたんですが、個人的意見いろいろありますんで、記名投票でもいいかなという声がありますけれども、どうでしょう、いいですか。その方がいいですか、それとも。さっきおっしゃったのはどっちの話ですか。記名か、無記名かという。

○小林委員

記名でいいと思います。私ははっきりとこれ言わないと、選定理由を書いてあげないと、後がこれは一体何を目的にした表彰制度なんだろうかというのが、目的について、いいですょっていうのでは意味がない、景観というときの一つの考え方と、これまで国の法律でやってきているもの、いろいろなものがありますよね。そこの整理ができないで、これは一応市が指定したとなると、じゃ、これを現代建築で5年後に壊すことになったと。そのときそれをストップかけるような話を担保するのかどうかというのはやはり一番私気になるところで、そういう意味で言えばこれを積極的に生かしていく上では、このルールをきちっと周知させて選んでいくということが一番最初の、これ1回やっちゃうと、次に今度それが前例となってやっていくというやり方に多分なるんだと思うんですけども、そのルールが読みきれないというんですか、一番無難なものでやっていくといったら、もう既に指定されているものだけ丸しておけばいいわけなんですねけれども。そういうことでいい

のかなとかいろいろ自分で考えちゃうから、やはり一つの考え方としてその意見も一緒に併記せざるを得ないですね。それをやってくださいと言ったら、

○事務局（辻江課長）

そしたら投票のときに、ご意見も一緒に賜りたいと思います。

○三輪委員長

意見を添えて、要するに選定の意見を添えて記名投票でこれを返していただくと。僕は無記名でもいいと思うんだけど。別に、ただ……

○小林委員

どっちでもいいんですけど、これを選んだという責任はここにあるわけですね。

○三輪委員長

委員会にありますからね。

○事務局（辻江課長）

私どもの方から資料を出して説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

それじゃ、一遍とにかくこの候補は34、とにかくこれのリストをお持ち帰りいただいて、そしてこの中から15選んで、選んだ理由を、個別の理由なりあるいは包括的理由とかあるかもしれませんけれども、それを添えて記名で出していただくと。日限はどのくらい、作業をするお金からいって、日限どのくらいですか。1週間ぐらい。今から1週間。

○事務局（辻江課長）

はい、1週間。

○三輪委員長

それからきょうお見えじゃない先生にも……はい。

○事務局（辻江課長）

そしたらきょう資料をお持ち帰りいただきまして、今お話ございましたように1週間ぐらいを期限とさせていただきますので、申しわけないですけどよろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

ちょっとそれ事務局であれしてください。着ね。何日着で。

○事務局（辻江課長）

きょうは4日でありますので、11日までに着でお願いします。11日です。

すみません。祭日ですので、10日までにお願いします。

○三輪委員長

ちょっと経過がございますが、委員長と委員長代理と、ちょうど部会長がおりますから、3人に一つその処理をお任せいただけますか。事後の処理は。

○山田委員

15以内であればいいですね。

○三輪委員長

15以内。これはもう全然いいのがないといったら、あれで結構です。棄権。棄権で結構です。15以内。

○事務局（辻江課長）

そしたら再度また資料を郵送させていただきますので、その中でまたきちんと審査を記載させていただきますので、お手数ですがどもよろしくお願いしたいと思います。

○岩井委員

一緒にしてもいいの。クスノキと、太鼓橋と……

○三輪委員長

どうぞ。それはご判断どちらでも。

○岩井委員

どちらでもいいんですね。

○三輪委員長

一緒に。これを含むで結構です。そういうご主張であれば、そうしてください。

あとご質問ありませんでしょうか。そのやり方、進め方について。

じゃ、あととにかくやらせていただきます。ともかくこの案件は、それじゃきょうはこれで終わりにさせていただきます。

続きまして、河川景観ガイドブックのご紹介を。

○事務局（山本係員）

都市デザイン課の山本と申します。よろしくお願ひいたします。

では、中間報告として上げさせていただいております「（仮称）河川景観ガイドブック（案）」につきましてご説明をさせていただきます。

前回第10回の都市景観委員会では、これから作業を始めたいというご報告をさせていただきました。そういう当初の委員会で委員の皆様方の意見をいただいてまいりましたよ。

うな作業を進めてまいりましたので、ご報告をさせていただきます。

資料一 2をごらんください。ページをめくっていただきまして、目次のページがあるんですけれども、この目次に沿って簡単に説明をさせていただきたいと思います。

第1章、第2章という形で、2つの段落で分けさせていただきまして、第1章では河川景観への取り組みということで、水の都大阪の歴史から始まりまして、大阪市でこれまで策定してまいりました水の都、新・水の都大阪のグランドデザインでありますとか、都市景観の基本計画等の景観施策をまとめております。

第2章につきましては、地域別の河川を生がした景観形成のためにということで、こちらでは河川景観の分類をいたしまして、個々の分類をした河川についての景観形成の中身をまとめさせていただいております。

それでは中身について説明をさせていただきます。2ページ目をごらんください。こちらから第1章の河川景観の取り組みについて進めてまいりまして、話が始まりますが、このことにつきましては歴史ということで、古代、近世、近代、現代という形で、過去の歴史を載せさせていただいております。

続きまして3ページにつきましては、大阪市の景観特性と河川景観ということで、前回には河川景観の区分という形で完結した形で簡単に載せさせていただいておりましたが、委員の方々の皆様の意見の中で充実したものにしていただきたいというご意見がありましたので、ここで記載をさせていただいております。

まず、左側の都市構造から見た河川景観区分につきましては、新・水の都大阪グランドデザインの中で、都市機能の充実を担う都心部、住居系を中心とする内陸部、工業等新たな土地開発を設置する臨海部、この3つの都市構造。

続きまして下の、景観形成の上で重要なゾーンといいたしまして、平成11年に策定しております都市景観形成基本計画の中で、都心景観整備ゾーン、大川・中之島景観整備ゾーン、上町台地景観整備ゾーン、みなと景観整備ゾーンの4ゾーンについてこちらで紹介させていただいております。

続きまして右側の河川景観の形成に向けてー大阪市都市景観条例の活用ーということで、現在までに都心中央部であるとか、大川・中之島、道頓堀川の4地域を指定しております景観形成地域の指定であるとか、大規模な面的整備、大規模建築物等の都市景観への配慮ということで、大阪市の方に大規模建築物等の開発行為がある場合は、都市景観委員会の方で届け出行為を行っておりますので、この施策が1つ。もう一つは、民間の方々の中で

ルールづくりをしていくために、景観協定の発動、この3つの施策を実施していきたいということで、3つ掲載させていただいております。

また、この都市景観条例を活用するに当たって、次のページになるんですけども、河川景観形成のポイントということで、7つのポイントを挙げさせていただいております。こちらに着目していただいて、河川景観として考えていただきたいと考えております。

詳細につきましては、前回までは5つのポイントがあったんですけども、今回は新たに2つ追加をしておりまして、一つは左側の上から2つ目になるんですけども、河川に向いて開かれたデザインを考える。もう一つは、自然との共生や水質等環境改善に配慮したデザインを考える。この2つを新たに追加しております。

続きまして、5ページ目に第2章といたしまして、地域別の河川を生かした景観形成のためにということで、河川景観の分類また河川景観の構造について述べさせていただいております。

前回の委員会では、都心部、内陸部、大河川という大きな3つのくくりで分類をさせていただきましたが、その3つの分類でやると景観と議論の中身が限られてしましますので、新たに細分化させていただきまして、都心部は大川系、堀川系と分けさせていただきまして、内陸部は中小河川系。この中小河川系の中には、近年人工的に整備されていますせらぎ水路を含む形で中小河川系とさせていただいております。大河川につきましては、淀川、大和川、神崎川という3つの河川を大河川という形で分けさせていただいております。下の方には色の分類をわかるように示させていただいております。

右側の河川景観の構造ということで、景観形成を考えていく上でそれぞれの視点の部分が重要になってまいりますので、次の3つの遠景、中景、近景については河川景観以外でも重要な視点となってまいりますが、新たに河川景観に必要な要素ということで、橋の上から川の流れの方向を見た景観ということで、流軸景、それから対岸から川を横断する方向について観る対岸景、建物の上から下へ見下ろす景観ということで俯瞰景、またそういった面、水上交通等が発達してきているということも考えまして、船の上から、下から見上げるということで、水上景という4つの景観要素について追加をさせていただいております。

次に、6ページ目以降が、その分類をさせていただきました大川系、堀川系ゾーンの景観形成のヒントについてまとめさせていただいております。

まず、カラーコピーが少し薄くなっています見にくいかもしれません、右下の方

に記号の説明をさせていただいておりますが、先ほど前のページで景観要素の分類の中で、流軸景であるとか、対岸景、俯瞰景、水上景については絵であらわさせていただいております。

また、各ヒントについて左端に色分けをさせていただいておりますが、青色につきましては、民間の方々が主体となって取り組んでいただきたいこと、緑色につきましては公共側、民間側一緒に協力してやっていくこと、ピンク色につきましては公共事業等公共の方々にも河川景観について考えていっていただきたいということで、色分けを3つさせていただいております。

次のページなんですが、中小河川系ということで、同じようにヒントを載せさせていただいておりまして、せせらぎ水路につきましては中小河川とはまた異なる種類といいますか、性格が違いますので、右側にせせらぎ水路という形で名前を掲載させていただいております。

8ページの大河川につきましては、こちらについては国の管理河川であります大和川とか淀川につきましては、河川管理者等と調整を図っておりますが、現在のところ自然の景観をつくるための保護をしていく、これをしていく形で進めていきたいという思いがあるということで、そちらについても調整を図りながら今回のヒントとして掲載させていただいております。堀川につきましても、国の管理河川であるとか、市の管理河川でありますので、これにつきましても各河川管理者と協議をして調整をした上で今回掲載させていただいたものであります。

9ページにつきましては、景観形成地域ということで、先ほど分類した中で大川、中之島、道頓堀川の3つの地域につきましては、特に景観誘導の中に目標答申を定めておりますので、この目標答申に沿った形でもう少し誘導をしていきたいという思いがありますので、新たに別格で載せさせていただいております。

10ページめぐっていただきまして、前回の景観理由の中にも書かせていただいておりますが、大川・中之島につきましては、景観形成地域の指定をした後に市が視察に行っております。この骨子の景観形成のヒントの部分を統合する形で前回説明をさせていただきましたが、今回もこういう形で掲載させていただいております。

11ページ、最後にありますが、道頓堀川のことを掲載させていただいておりますが、道頓堀川につきましては、現在地域指定をしております範囲内の景観誘導についてのまとめがまだできておりませんでしたので、今回新たにこういう形で説明書きを、景観誘導の中

身を掲載させていただいております。

こういう形で前回の第10回の景観委員会から作業を始めさせていただいておりまして、今回実際に河川景観ガイドブックという形でご報告させていただきまして、委員の皆様のご意見等がありましたらいただきたいなと思っております。

これで説明を終わらせていただきます。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

ちょっと時間も窮屈でございますが、何かアドバイスがございましたらいただきたいと思います。

これ委員会でこれを冊子をつくったということじゃなく、事務局でおつくりになるのに委員会の方からいろいろアドバイスをしてさしあげるということでございます。

どうぞ。

○小林委員

ちょっとこれ読んだとき、対象がだれに向けたパンフレットなのかなというのが少しわからぬところがあったんですけど、デザイナーとか、そういう人に言うにしてはちょっと非常にあいまいなこともあるので、私それよりは一般の市民へのPRだと思うんです。そのときに、先ほどの議論にもなると思うんですけれども、景観の基本は今まで持っている美しい自然景観と歴史的な景観、この2つを守ることです。それが余り触れられてなくて、10ページのところに景観資源の活用ということを書いてありますね。まず、これを基本に物を据えた方が、やはり本当にガイドブックのときには、こういう地域にはこういういいものがあるんだから、これを壊してはいけませんよとか、こういう眺望を壊してはいけませんよというそれが主体になると思うんですよ。

この景観形成という言葉は、これからデザインしていく人たちが何でもやってもいいんだというときの歯どめにするならば、歯どめになるものは今あるいいものを、少なくともそれだけは残してくださいというのが基本になると思いますので、景観資源が何であるか。繰り返しますと自然景観、それと歴史的な景観、そのときには先ほどの指定しようとされたもの、こういうものを大切にしてくださいよというのがシナリオになるべきだと思っています。

○三輪委員長

ありがとうございました。

○藤本委員

前回見せていただいたときより大分わかりやすくなつたと思います。ただ、一番最後の9ページから、9、10、11のところですね。ここでやはり景観形成地域の説明が頭に2行だけ入っているんですけれども、この部分にもどういう指定の地域という目次みたいなのが入れられて、あとはそれぞれの地域ごとに1枚ずつとか、別にパンフレットはあるわけですけれども、その中でもやはり記述しているという分け方でお見せになつた方がよりわかりやすいと思います。今、その形成の方向とそれから考え方とか、目標とか、別々に提示はされておりますので。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

○荏原委員

景観というとちょっと違うのかもわかりませんが、このパンフレットといいますか、一般向けの方でどうか、せせらぎの部分がございまして、その部分で子供が遊んでいるという写真があるんですね。こういうのを見ますと、実は少し考えていただきたいのは、水質の問題ですか、それから流域のにおいの問題とかも考えていただければと思います。それで、その次には今度例えば魚がすんでいるかどうかですね、多分こういうふうになつたときには魚が少しぐらいいた方がと思うと、例えば三面張りがどうかという話も実は出てくるわけです。ご承知かもしれません、水温が2度違うと生物が全く違いますので、こういう浅い河川で三面張りにしますと水温がぱっと上がって、生物が全部、魚が全滅しちゃうわけですね。それで一応表面上イリクドカを出しまして、そういうことも少し考えていただいて、こういう図を書くときに、環境ブックとか多分資料落ちと思うんですが、その点を少しお考えいただけすると、先ほど言いました特に人に優しいという場合にはいわゆるどぶ川化をしないということなんですが、そういうことを考えていただければと思います。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○山田委員

私関心ありますのは大河川のところなんですね。景観形成のヒントというのがあるんですけれども、この大河川の景観を確保する仕組み。つまり市と、府と、国との関係とか、そういうことがどこかで一言ほしいなという気がいたします。これは要望です。

○三輪委員長

ほかにございませんでしょうか。

いろいろ建設的な意見をたくさん出していただいてありがとうございました。これ参考にしてまた作業を進めてください。

○事務局（山本係員）

ありがとうございました。参考にしまして、編集を続けて作業をしていきたいと思います。

○三輪委員長

これで予定議題が一応終わりまして、あと何か連絡事項、その他ございますか。

○事務局（辻江課長）

今のところ別ないです。

○三輪委員長

そうしましたら委員会の方はこれで閉会にしたいと思います。

それから、なおこの建物の中を見学なさりたいという方、ちょうどこういう機会でございますので、もしあれば便宜を図ってくださるそうでございます。どうぞよろしく。

では、委員会はこれで閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

○事務局（辻江課長）

どうもありがとうございました。

それじゃ、岩本局長、一言ごあいさつを。

○岩本計画調整局長

ありがとうございました。

きょうは大変私ども事務局の不手際で申しわけございませんでした。もう少し今後説明させていただくときは、目的なんかを明確にご説明させてもらわなかんなど、きょうはつくづく反省いたしました。

どうもありがとうございました。